

## 介護保険負担限度額認定証について

介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月より利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付（補足給付）を支給していましたが、助成を受けていない施設入所者（有料老人ホーム等に入所の方）や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から見直しがされました。そのため、令和3年4月に介護保険制度の改正が行われ、負担能力に応じた負担となるように食費と居住費の負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ることとなりました。

令和3年8月利用分から対象者の適用要件が変更となっています。

### 変更点

- ① 今までの第3段階が「第3段階①」と「第3段階②」に分かれ、食費が変更となります。
- ② 認定要件となっている預貯金等の基準額が減額されます。（第1号被保険者の方のみ）
- ③ ショートステイ（短期入所生活介護）の食費が各段階で見直されます。

### 対象者要件

●介護保険施設に入所またはショートステイ（短期入所生活介護）を受けている方

→（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）

●本人及び世帯全員が住民税非課税。

世帯を分離していても配偶者の方がいる場合は、市民税非課税である必要があります。また配偶者の範囲は婚姻届を提出していない事実婚も含みます。

配偶者の住民票が印西市にない場合（令和3年1月1日に印西市に住民票があった場合は不要）は、非課税であることを確認するために、配偶者の「非課税証明書」の添付をお願いいたします。「非課税証明書」の入手方法は配偶者の住民票のある市町村にお問い合わせください。

●前年度の合計所得金額+年金（非課税年金も含む）収入額と預貯金等資産の状況に応じて該当段階が分かります。別紙1参照

ご本人様の合計所得額と年金（非課税年金含む）収入額に応じて該当段階が分かります。さらに、預貯金等（本人及び配偶者の合算）の金額で「該当」「非該当」の判断がなされます。

預貯金等資産の範囲は、資産性が高く換金性の高い債券等も含まれます。

所得：収入から必要経費（各控除額等）を引いて残った額

申告対象となる資産	添付が必要な確認書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（表紙を開けたページと最終残高のページ）
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など	購入先の銀行の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（タンス預金等）	自己申告
負債	借用書等
* 申告不要な資産	生命保険、自動車、貴金属（時価評価額の把握が困難であるもの）

※生活保護受給中の方は、「預貯金等の資産に関する」添付書類は不要です。裏面も必ずご覧ください

## ◆介護保険負担限度額認定の適用を受けようとする方は申請が必要です。

### 提出書類について

- 「介護保険負担限度額認定申請書」
- 「同意書」
- 「ご本人様確認書類のコピー」(別紙2参照)
- 「代理人様の本人確認書類のコピー」(別紙2参照)
- 「ご本人様名義の通帳のコピー」・・・ご本人・配偶者の方のすべての預金通帳

1通の通帳につき、下記①～③のコピーが必要です。(複数ある場合はすべて)

- ① 銀行・支店・口座番号・名義人の記載されたページ(表紙を開けたページの上下等)
- ② 年金の入金及び最終残高(2か月以内の記帳)が確認できるページ
- ③ 定期預金のページすべて

※全てA4サイズ用の紙に印刷し、本人、配偶者分に分けてください。

### 申請書の記入上の注意点

※前年に受給した非課税年金の種別(遺族年金・障害年金の別)を記入してください。

※添付書類がそろわない場合には、認定を受けられないことがあります。配偶者、代理人分も含めすべての書類をそろえて提出ください。

※審査確認の作業に時間を要することもありますので、ご了承ください。

※虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費(負担限度額認定証を使用して施設を利用された場合のサービス費)等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

### 申請の流れ

負担限度額認定申請書等の提出



申請書、添付書類の記載内容と課税状況等の審査確認を実施

(転入等で前年度の課税状況等の確認が取れない場合は、前住所地に確認を取ることがありますので、時間がかかる場合があります。)



該当者要件に「該当」「非該当の審査



① 「承認決定通知書」と「介護保険負担限度額認定証」の発行

② 「非承認決定通知書」の発行

① ②どちらかの書類が届きます。

#### 【お問い合わせ】

印西市 福祉部

高齢者福祉課 介護認定給付係

TEL 0476-33-4624 (直通)

令和3年8月からの食費・居住費の介護保険自己負担限度額（1日あたり）

別紙1

利用者 負担 段階	所得の状況	預貯金等の 資産※ <sup>2</sup> の状況	居住費（滞在費）				食費	
			多床室	従来型 個室	ユニット型 個室的多 床室	ユニット型 個室	施設サー ビス	短期入 所サー ビス
世帯全員市民税非課税	1	高齢福祉年金受給者、 または生活保護受給者	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円	300円
	2	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円以 下の者	370円	490円 (420円)	490円	820円	390円	600円
	3 ①	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円超 120万円以下の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	3 ②	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が120万円 超の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
基準費用額			377円 (855円)	1,668円 (1,171円)	1,668円	2,006円	1,445円	

- （ ）内は、介護老人福祉施設利用時または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- 年金収入額とは、課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金や障害者年金等）の合計金額になります。
- 上記段階に該当しない方は、施設サービスを利用している方の居住費や食費は、施設との契約により決まり、施設によって金額が異なります。
- ※2住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届けを提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外）の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】申告対象となる資産をお持ちの方は、証明するための書類を別途添付していただきます。

# 申請には本人確認書類が必要です！

※郵送の方はコピーを同封してください。

## 被保険者本人が申請する場合

下記に記載の「本人確認ができる書類」が必要です。

※郵送での申請の場合は、コピーを同封してください。

本人確認ができる書類	運転免許証	顔写真付きの書類ならば、 1点で本人確認ができます。
	運転経歴証明書	
	個人番号カード（マイナンバーカード）	
	パスポート	
	身体障害者手帳	
	精神障害者保健福祉手帳	
	療育手帳	
	在留カード	
	特別永住者証明書 など	
	介護保険被保険者証	
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
健康保険被保険者証		
後期高齢者医療被保険者証		
住民票の写し		

## 窓口で代理人が申請する場合

本人に代わって代理人が申請する場合は、本人に係る上記の書類の他、代理人の本人確認ができる書類も必要となります。

※代理人による郵送での申請については、代理人の本人確認のできる書類の写しも併せてご送付ください。

【お問い合わせ】

印西市 福祉部

高齢者福祉課 介護認定給付係

TEL 0476-93-4624（直通）